

1. 開会日時・場所

日時 令和5年12月22日(金) 午後2時00分
 場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員16名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	—	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
13番	田坂 友彦	14番	郷谷 幸男	15番	—
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	—
19番	兼光 一美				

欠席委員

4番	林 壽彦	15番	山口 龍子	18番	井長 哲
----	------	-----	-------	-----	------

3. 議事録署名人

8番	武郷 勝巳	13番	田坂 友彦
----	-------	-----	-------

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任 長里 奉慶
 農林水産課 主事 原田 愛理

5. 審議事項

第79号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第80号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
第81号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第82号議案	非農地証明申請について
第83号議案	農用地利用集積計画について
第84号議案	農用地利用集積等促進計画(権利の移転関係)について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、16名で定足数に達しておりますので、第12回総会は成立しております。なお、4番 林委員、15番 山口委員、18番 井長委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、8番 武郷委員、13番 田坂委員を指名します。

議長 それでは、これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。

議事日程は、日程第1を第79号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第5第83号議案から日程第6第84号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議長 「農用地利用集積計画」の決定について、三原市長からの依頼です。

第 83 号議案に係る、資料 83 の第 1 番から第 17 番について審議します。

本議案は、「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の「議事参与の制限」の規定により 2 回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは議案書 11 ページをご覧ください。第 83 号議案農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用して利用権設定するので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により決定を求めるものです。

今回、農地中間管理機構を通して利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

三原地域から件数 1 件、筆数 1 筆、面積 2,703 m²、大和地域から件数 5 件、筆数 16 筆、面積 22,842 m²が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料 83 の 2 ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で全体説明を終わります。

議 長

これからは、個別に審議します。

はじめに、資料 83 の第 1 番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。第 1 番については、三原地域で件数 1 件、筆数 1 筆、面積 2,703 m²を農事組合法人 〇〇が受けるものです。以上で説明を終わります。

議 長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

議 長

〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長

続いて、資料 83 の第 2 番から第 17 番を審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。第 2 番から第 17 番については、大和地域から件数 5 件、筆数 16 筆、面積 22,842 m²を、農地中間管理機構を通じて農地の受け手に貸し付けるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 全員挙手であります。
よって、第 83 号議案について、第 1 番から第 17 番は、全て原案のとおり承認決定されました。
- 議 長 次に、日程第 6 第 84 号議案を上程します。
「農用地利用集積等促進計画」について、三原市長からの諮問です。
第 84 号議案に係る、資料 84 の第 1 番から第 12 番について審議します。
担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案書 12 ページをご覧ください。第 84 号議案 農用地利用集積等促進計画（権利の移転関係）について説明します。
この農用地利用集積等促進計画（権利の移転関係）については、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、現在農地中間管理機構を活用している農地の受け手から新たな受け手に対して権利の移転を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見を求めるものです。
今回、権利の移転を計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。
大和地域から件数 2 件、筆数 12 筆、面積 22,529 m²について意見を求めます。
権利を移転する農地については、資料 84 の 2 ページに記載しておりますのでご覧ください。
以上で説明を終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
- 19 番 参考までに教えてください。貸主、借主変わるのですが、権利を移転する農用地は農事組合法人が作っているんですけど、利用権の一部を移転するのですか、それとも辞めるのですか。
- 事務局 権利を移転する農用地は、大和町の深見地区、〇〇の川を挟んで反対側、南側の農地なのですが、去年広島県の整備事業で暗渠排水の工事を行った所で、全部で約 5ha まとまっています。この約 5ha の畑を白ネギ団地にするということで、この整備事業の要件が、3 人以上のかたで、一緒に園芸作物を作るという事業だったので、農事組合法人 〇〇と、認定農業者の〇〇と〇〇の 3 経営体が皆で白ネギを作っていくましようということになっています。また、今まで〇〇が作っていた農地を、逆に〇〇が作ったりというように交換されたと聞いています。
- 議 長 他に質疑はありますか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用集積等促進計画の第 1 番から第 12 番は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 全員挙手（挙手多数）であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。
- 議 長 次に、日程第 1 第 79 号議案を上程します。
農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 114 件から第 128 件を審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の「議事参与の制限」の規定により 2 回に分けて審議します。
はじめに第 114 件について審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。

第79号議案 農地法第3条の規定による許可申請の第114件について説明します。

第114件は、〇〇から宗郷5丁目の〇〇が、宗郷5丁目〇〇 地目：畑 481㎡について、居住地から近く耕作したいため、持分3分の1を譲り受けるものです。

現地は段差により区分されており、農地法第3条の許可要件を満たしていることを確認しています。

第114件についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第3条の規定による許可申請、第114件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 引き続き、議事を進行します。農地法第3条の規定による許可申請、第115件から第128件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。

第115件は、〇〇氏から沼田東町の〇〇が、沼田東町末光〇〇 地目：田 462㎡を、隣接地を耕作しており、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第116件は、〇〇から兵庫県明石市の〇〇が、鷺浦町須波〇〇 地目：畑 104㎡を、住宅とともに譲り受け耕作するものです。

第117件は、〇〇から福山市の〇〇が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 139㎡について、以前から耕作管理しており、兄から譲り受けて引き続き耕作するものです。

第118件は、農事組合法人〇〇から鷺浦町の〇〇が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 79㎡を、居住地から近く、譲り受けて新規就農するものです。

第119件は、〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 652㎡を、以前から耕作しており、権利関係を整理するため譲り受けるものです。

第120件は、〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：畑 174㎡を、所有農地に隣接し耕作に便利のため譲り受けるものです。

第121件は、〇〇から、久井町の〇〇が、久井町下津〇〇 ほか3筆 地目：田 合計3,452㎡を、農地を譲り受けて農業経営を承継するものです。

第122件は、〇〇から深町の〇〇が、久井町泉〇〇 ほか3筆 地目：田 合計9,264㎡を、新規就農のため譲り受けるものです。

第123件は、〇〇から久井町の〇〇が、久井町和草〇〇 地目：畑 539㎡を、譲り受けて柿を耕作するものです。

第 124 件は、〇〇から久井町の〇〇が、久井町羽倉〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 3,938 m²を居住地から近く農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 125 件は、〇〇から宗郷 2 丁目の〇〇が、久井町土取〇〇 地目：畑 352 m²を、以前から管理しており、譲り受けて引き続き耕作するものです。

第 126 件は、〇〇から山県郡北広島町の〇〇が、大和町萩原〇〇 ほか 3 筆 地目：田 2 筆 畑 2 筆 合計 1,694 m²を住宅とともに譲り受け新規就農するものです。

第 127 件は、〇〇から中之町 9 丁目の〇〇が、大和町和木〇〇 ほか 12 筆 地目：田 11 筆 畑 2 筆 合計 4,331 m²を、住宅とともに譲り受け新規就農するものです。

第 128 件は、亡〇〇相続財産管理人の〇〇から大和町の〇〇が、大和町椋梨〇〇 地目：田 1,476 m²を、隣接の田を耕作しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。

以上、申請案件は全て農地法第 3 条の許可要件を満たしています。

農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第 3 条の規定による許可申請、第 115 件から第 128 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

全員挙手であります。

よって、農地法第 3 条の規定による許可申請、第 114 件から第 128 件は、全て原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第 2 第 80 号議案を上程します。

農地法第 4 条の規定による許可申請について、第 22 件から第 23 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 6 ページをご覧ください。第 80 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。

第 22 件は、〇〇が、田野浦 3 丁目〇〇の一部 地目：畑 95.0 m²のうち 7.5 m²について、墓地に転用するもので、内容は墓石 5 基です。

第 23 件は、〇〇が、長谷 3 丁目〇〇の一部 地目：畑 395.0 m²のうち 3.0 m²について、墓地に転用するもので、内容は墓石 1 基です。

農地区分は、いずれも、第 2 種農地です。

許可基準についても、いずれも、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、「農地法第 4 条第 6 項第 2 号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第 4 条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

- 議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第4条の規定による許可申請、第22件から第23件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議長 全員挙手であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議長 次に、日程第3 第81号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第171件から第182件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書7ページをご覧ください。第81号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。
なお、各件の農地区分と許可基準については最後にまとめてお示しいたします。
第171件から第172件は、譲受人が株式会社〇〇で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので同一事業のため、合わせて説明します。
第171件は、譲渡人 〇〇、沼田西町松江〇〇 地目：田 992㎡、
第172件は、譲渡人 〇〇、沼田西町松江〇〇 地目：田 704㎡、
合計2筆、1,696㎡に、太陽光パネル146枚、9棟、発電量49.5kW規模を設置するものです。
第173件は、〇〇から、株式会社〇〇が、沼田西町松江〇〇 地目：田 1,213㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル176枚、6棟、発電量49.5kW規模です。
第174件は、〇〇から、株式会社〇〇が、沼田西町小原〇〇外5筆 地目：畑 合計1,375㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル180枚、4棟、発電量49.5kW規模です。
第175件は、〇〇から、〇〇有限会社が、鷲浦町向田野浦〇〇 地目：畑 542㎡について、賃借権を設定し、資材置場に転用するもので、内容は、現場用プレハブ2棟、鉄角パイプ90㎡、パレット等80㎡、現場用物置2棟、鉄筋6㎡です。
当該案件は、転用の許可を得ることなく、資材置場に転用していることから、始末書を求め提出されています。
第176件は、〇〇から、〇〇合同会社が、本郷北2丁目〇〇外3筆 地目：田 合計1,324㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル160枚、8棟、発電量49.5kW規模です。
第177件は、〇〇から、〇〇が、本郷北3丁目〇〇 地目：畑14㎡について、所有権の移転を受け、水路に転用するものです。
当該案件は、転用の許可を得ることなく、水路として使用していることから、始末書を求め提出されています。
第178件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町上北方〇〇 地目：田 699㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル136枚、6棟、発電量49.5kW規模です。
第179件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 1,387㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル176枚、7棟、発電量49.5kW規模です。
第180件は、〇〇から、〇〇合同会社が、本郷町南方〇〇外2筆 地目：田 合計1,791㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル198枚、3棟、発電量49.5kW規模です。
第181件は、〇〇から、〇〇合同会社が、久井町江木〇〇 地目：田 1,946㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル180枚、4棟、発電量49.5kW規模です。
第182件は、〇〇及び〇〇から、〇〇が、久井町泉〇〇外1筆 地目：畑 合計783㎡について、所有権の移転を受け、鍛冶工房に転用するもので、内容は鍛冶工房1棟、倉庫2棟、駐車場2区画及び進入路です。
最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。
農地区分については、第177件が第3種農地で、その他の案件は全て第2種農地です。

許可基準についてですが、第 177 件は、「農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ(1)：市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

その他の案件の許可基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、「農地法第 5 条第 2 項第 2 号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法、5 条許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに代え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

19 番

第 174 件について、6 筆の畑に 1 つの太陽光発電施設を設置する計画ですが、申請地の間に里道か何か有るのでしょうか。もし里道が有るのならば、配線が里道を横断して上空を通すのか、下を通すのか、どのような図面が出ているのでしょうか。

事務局

申請地である 6 筆の畑は 2 ヶ所に分かれていますのですが、申請者に確認したところ、ケーブルは里道の上空は通さない、下を通すと聞いています。

10 番

先程質問があった案件について、現地を確認しましたので報告します。

里道の下を通すのでは無くて、私どもが確認したら、上を通すとのことでした。下を通すのであれば、里道を通すということなので許可を受ける必要があるのではないのでしょうか。ですから、上を通すということで、先程 19 番委員から質問がありましたが、私どもが現地確認したときに、事業者に対して、申請地の間に里道があるということを十分確認をして、その里道に侵入しないように里道を確保してくださいと言いました。申請地に 2 ヶ所太陽光発電施設を設置する計画なので、ケーブルをどのように通すのかを確認したところ、上を通します。周辺には影響の無い計画にしていますとの回答がありました。

事務局

申請書の事業計画図を確認しまして、申請地の間に里道が有るため、フェンス等で囲うと通れなくなるので、それは絶対駄目ですと、もしフェンスで囲わないと工事が出来ないのであれば、担当部局である土木管理課と協議をして、里道占用など関連法令の許可と同時に農地転用を許可することを伝えていきます。また、いま山本委員に確認していただいたとおり、事業者へもきちんと伝わっておりますので、そのように適切に処理致します。

議 長

他に質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第 5 条の規定による許可申請、第 171 件から第 182 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第 4 第 82 号議案を上程します。

非農地証明申請について、第 40 件から第 42 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 10 ページをご覧ください。第 82 号議案 非農地証明申請について説明します。

第 40 件は、〇〇から、中之町 2 丁目〇〇 ほか 1 筆 地目：畑 合計 548 m²について、平成 10 年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。

第 41 件は、〇〇から、深町〇〇 地目：田 300 m²について、平成元年頃から耕作放棄し、

現況地目：山林として申請されています。

第 42 件は、〇〇から、鷺浦町向田野浦〇〇 ほか 1 筆 地目：畑 合計 875 m²について、平成 15 年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。

申請地の農地区分は、第 40 件が市街化区域内の農地、第 41 件、第 42 件が第 2 種農地です。非農地証明申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長

補足意見がないようなので（補足意見が終わりましたので）、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

非農地証明申請、第 40 件から第 42 件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長

以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。

事務局の説明を求めます。

1 農地法関係諸証明事務等について

○農地法第 3 条に係る農地賃貸借等契約の合意解約(18 条 6 項)の通知 1 件

○農地改良届出受理 2 件

2 その他

○今後の日程

令和 6 年第 1 回定例総会 1 月 25 日（木）15 時

その他、何かありませんか。

無いようなので、これをもちまして総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2 時 43 分

令和 6 年 1 月 25 日

議 長（会長）

議事録署名者

同 上